報

毎週

(金曜日)

平成三十年一月五日



平

成

三 十

年

月

五

日

第

千

九

百

十

号

目 次

示

告

救急病院の申出の撤回

道

持 課

\_ - - - ·

岐阜県告示第一号

告

示

を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定により告示する。

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等

医 路 療 維 整 備課)

(中濃農林事務所)

=

平成三十年一月五日

選挙管理委員会告示

保安林に指定する予定

道路の供用開始 道路の区域変更

政治団体の異動事項等の公表 設立届が提出された政治団体の名称等の公表

資金管理団体の名称等の公表

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

資金管理団体の異動事項等の公表

公 示

平成三十年岐阜県保育士試験 (前期) の実施

(法務・情報公開課)

八

類の道 種路

路

線

名

X

身体障害者福祉法に基づく医師の指定中訂正

(1)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

土地改良区役員の退任 正 誤

(商業・金融課)

(可茂農林事務所

平成三十年一月五日

及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

八七七六

(子育て支援課

次のように変更したので告示する。

岐阜県告示第二号

五五五三

同 同 同

濃

(選挙管理委員会)

Ξ

医

関

成

病

院

可児市広見八五一番地八

名

所

在

地 撤 岐阜県知事

古

田

平成二九・一二・三二

回 年 月 日

なお、その関係図面は、平成三十年一月五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

岐阜県知事 古 田

間	
別前変区 後更域	
ル (メート ト 幅	
ル) (メート 長	
備	
考	

	第2910号	<u> </u>				岐	į <u> </u>	1	県 公	報		平成30年	₹1月5	∃ (	2 )
	類の道 種路		平	及び岐る	用を開始	道路:	岐阜県告示第三号					県道			
+	路		盛十	早 県 揖 (	がする	法 (昭	舌 示 第					金可			
	線 名		平成三十年一月五日	斐 [ 土 ( 木 [	その関係図面は、なするので告示する	和干	号					山児 <i>線</i>			
	区間		百	17/1	(なお、その関系図面は、平成三十年一月五日から二週間吱阜県県土整備部道路維持課用を開始するので告示する。	道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、			まで二六五七番一地先	の一地先からの一地先から	1	E切 郡同 町同 字下 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	前下二つ八つ番九地先か加茂郡七宗町上麻生字寺	で二〇八〇番九地先まの一部の一町の一部の一町の一字の一	下茂 二郡 一七
	ルー延	岐阜県知事		にはする	か ら =	八 条 第			後	前	B	<b>人</b>	前 A	後	前
	- メ         	知事		ි j       	週 間 岐 阜	二項の規定			示· 罗·	示	=7		= = =	= = = *	
	の期日	田		- - -	不是土整備					— 九 四	10%-5				1   11   11
1	ほ示変決 (備 か年更定区 7月の又域 日告はの考	肇			<b>彰直路維持盟</b>	次の道路の供			12-1					分地すに 。 。 かるえ い区敷え	
	本書系月万乙多洲市公月に併え置いて新聞に付する)	本書务斤及が烏農市及斤二番を置して逆覧工法庁らら(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農   次のとおりとする。	(二) 立木の伐採の限度	3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 一 一	2	(- 1	一 なたの戈采の方法 一三 指定施業要件	魚つき		岐阜県知事、古田、登章	平成三十年一月五日する。	の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次	岐阜県告示第四号 ————————————————————————————————————	対 日 同 郡同 町同 字同 二	県道・藤橋橋。一七〇番八地先から「三十八十二八十二八十二八十二八十二八十二八十二八十二八十二八十二八十二八十二八十二

岐

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第一号

団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、政治

とおり告示する。

平成三十年一月五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利

幸

 $\mathcal{Z}$ 

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政党の支部

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

希望の党岐阜県衆議院第4選挙区支部

今

#

韛

一次

獭

紘

₩

**可児市広見**1854

衆議院議員

平成29年 11**月**22**日**  政治回

存の免渉

代の

表氏

者名

計責任

会の

珉

者名

生たる

#

務所の所在地

公職の種類 (第1号)

一以上の市町村等の 区域を単位として設 けられる支部

> 属出 年月日

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

渡辺義昌後援会	都市プランド研究会	GIFU WORLDの会	岐阜の未来を創る会	岐阜県本田あきこ後援会	政治 国 存 の 名 巻
滋	-13	础	-13	E	9 7
崙	图	#	四	쿈	
**	业	Þ	喪		表氏
	Ш	酃	4	₩	者名
凝	誕	谣	誕	田田	AR C
崙	□	쏫	□	比野	뿌
搖	纖	喪	纖		<b>真</b> 氏任
冲	淌	>	淌	褔	岩谷
美濃加茂市下米田町小山160 2	岐阜市西荘 4 3 19	岐阜市柳津町東塚 2 161	<b>岐阜市西荘 4 3</b> 19	岐阜市九重町4 5	主たる事務所の所在地
平成29年 11月6日	平成29年 10月18日	平成29年 11 <b>月</b> 29日	平成29年 10月18日	平成29年 10 <b>月</b> 20日	年月日

岐阜県選挙管理委員会告示第二号

(3)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、

政治

異動事項等を次のとおり告示する。団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その

A-A-	•	_	4	_	
_	•	a	1	n	_

<b>平成</b> 30 <b>年1月5日</b> (	4 )	
-----------------------------	-----	--

平成三十年一月五日

## 委員長 大松 利岐阜県選挙管理委員会

1 - 7 - 7 - 0 - 1 - 0		「しょうゆう」後援会	岐阜市商店街政治連盟	۵	オタニボーフォーコ / 計画	爱里☆	民進党岐阜県第1区総支部	民進党岐阜県総支部連合会	自由民主党岐阜県ときわ会支部	喂	自由民主党岐阜県第二選挙区支	田田以上为入野田 太母	<b>山中田汁水十四川汁料</b>	自由民主党岩村町支部	田田以土光文/三文里	10000000000000000000000000000000000000	政治団体の名物
≱	ħ	栅	마	ķ	<del>1</del>	洲	张	減	40	É	苗	-1	<del>]</del>	益	E	Ħ	ते
		#	≡	4	#	#	#	ŭ	壩	ā	櫛	=	■	#	Ã	<u></u>	古(古)
4		₽	半		W .	₩	H	业	M	9	#	Т		M	H		代表者の氏名
		盡	沁	1		ĭĭ	ĭĭ	ᆮ	₩		4		#	華	I		11/4
会計責任者	代表者	代表者	会計責任者	会計責任者	代表者	国会議員関係政治団体 の区分	国会議員関係政治団体 の区分	代表者	会計責任者	+ i e + a 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	<b>サヤス直路吊の原在抽</b>	日でで乗る方での日午で	计で 2 画数界 6 飛行主	会計責任者	土への事物にのごける	计で 2 画数界 6 飛行主	異動事項
足立真一	坂井孝行	帝井少輔	宇佐見 朗	足立真一	坂井孝行	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	国会議員関係政治団体以外の 政治団体	渡辺嘉山	日 才 羅 店	大垣市桐ケ崎町93	大垣市小泉町342 <b>2</b>	揖斐郡大野町大字西方1057 4	揖斐郡大野町大字瀬古字村西 648 2	西尾公男	安八郡安八町南條286	安八郡安八町氷取147 1	群
坂井孝行	石 原 宏 基	丁縣馬	笠 井 宏 光	坂井孝行	石 原 宏 基	法第19条の7第1項第1号及 び第2号に係る国会議員関係 政治団体	法第19条の7第1項第1号に 係る国会議員関係政治団体	今 井 雅 人	臣口	大垣市小泉町342 <b>2</b>	大垣市桐 <b>ケ崎町</b> 93	揖斐郡大野町大字瀬古字村西 648 2	揖斐郡大野町大字西方1057 4	川播竹回	安八郡安八町氷取147 1	安八郡安八町南條286	盂
11月22日	平成29年	平成29年 11 <b>月</b> 24日	平成28年 6月1日	11月22日	平成29年	平成29年 11月15日	平成29年 11 <b>月</b> 15日	平成29年 10月3日	平成29年 10 <b>月1日</b>	平成29年 10月23日	平成29年 10月3日	平成29年 10 <b>月</b> 23日	平成29年 10 <b>月7日</b>	平成29年 10 <b>月</b> 20日	平成29年 10 <b>月</b> 23日	平成29年 10 <b>月7日</b>	異 年月 動

(5) 岐 報 第2910号 等を次のとおり告示する。 治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告 金管理団体指定届が提出されたので、 岐阜県選挙管理委員会告示第四号 岐阜県選挙管理委員会告示第三号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定により、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、 資金団体の 届出をした者 (代表者)の氏名 郡上市古田はじめ後援会 吉田りえ後援会 ₽ 11 平成三十年一月五日 函 うせいに輝く岐阜市をひへる会 攻 瓣吧 沁 4 存 岐阜市長 於 쾙 9 9 クセュ )種類 桮 都市プランド研究会 資名 浅 同法第十九条の二第一項の規定により、その名称 佣 쏫 墠 9 东 # 啷 誀 衈 畑 凩 表 Ш 団体の 岐阜県選挙管理委員会 抿 洎 Ϋ́ 委員長 伽 妣 믜 # 国会議員関係政治団体 の区分 生たる事務所の所 在 地 | 岐阜市西荘 4 | 3 19 米 III 9 包 大 唧 孝 田 珉 丰 曲 鉙 用 松 ′′ 妣 挌 牟 利 平成29年 10月16日 指年 郡上市白鳥町中西68 岐阜市組俎3 ₩ 回 ħ 国会議員関係政治団体以外の 政治団体 幸 定日 Ø 資 政 # 務 12 严 ıί 岐阜県選挙管理委員会告示第五号 示する。 により、その異動事項等を次のとおり告示する。 資金管理団体の届出をした者の 氏名 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項第三号の規定によ 9 浅井 ವ 資金管理団体届出事項の異動届が提出されたので、 平成三十年一月五日 平成三十年一月五日 严 笜 里江 书 平成29年 11**月**30日 平成29年 4月1日 併 霜 資金管理団体 の名称 吉田りえ後 援会 法第19条の7第1項第1号及 び第2号に係る国会議員関係 政治団体 回 數日 政党又は政党の支部の場合その旨の表示 **公職の種** 異動事項 当談政党の太部を大部とする 水部とする 現 党 の 名 巻 岐阜市長 岐阜県選挙管理委員会 岐阜県選挙管理委員会 뽣 平成29年 11月15日 委員長 委員長 同法第十九条の二第一項の規定 衆議院議員 一以上の市町村の区 域等を単位として設 けらたる支部の表示 大 大 亩 松 松 利 利 平<u>與</u>2 11**月**1 異年 回 29**年** 15**四** 幸 幸 专用

1

筆記試験

公

示

平成三十年岐阜県保育士試験 (前期) の実施

します。 規定により、平成三十年岐阜県保育士試験(前期)を実施しますので、岐阜県児童福祉 法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第十七号)第二十条の規定により次のとおり公告 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第十八条の八の

に指定した一般社団法人全国保育士養成協議会が行います。 なお、 試験の実施に関する事務は、 法第十八条の九第一項の規定により指定試験機関

平成三十年一月五日

岐阜県知事

試験日程及び会場

平成三十年四月二十一日 (土) 及び同月二十二日 (日)

保育の心理学保育原理 児童 十分まで 工作・ 一時三午後一時まで 午後分から 午後	下价 上寺三上
保行の場合を	
は、まで	
家三二時時	
福祉社会福祉社会福祉	<b>F. 受三寺三十</b>

岐

日四月二十二 期日 時間 教育原理 分まで十分まで午前十時三十午前十一時三十年前十一時三十年前十一時三年後一年まで午後二年前十時から午前十一時か 社会的養護 子どもの保健一子どもの食と一保育実習理論 三時から 分まで 一年後三時三十 一年後三時三十

2 実技試験(筆記試験全科目合格者のみ実施

平成三十年七月一日 (日)

3 試験会場

大垣市 (予定)

受験申請受付期間

古 田

五 合格発表等

受験者全員に通知書を郵送することにより行います。

なお、合格者には「保育士試験合格通知書」を、一部科目合格者には「保育士試験

一部科目合格通知書」を送付します。

七 その他 受験申請の手引の配布方法、配布時期及び請求方法

配布方法

郵送配布

配布時期及び請求方法

平成三十年一月五日 (金) から配布を開始します。

明記の角型二号返信用封筒を同封の上、 の宛先まで郵送で請求してください。 封筒の表に「手引請求」と朱書きし、 郵送での請求の場合は、宛先 次

までに受

平成三十年一月五日 **金** から一月三十一日

(水) まで

Ξ 受験申請受付場所

受験申請書を指定の封筒により、一般社団法人全国保育土養成協議会保育土試験事

務センターまで、簡易書留で郵送してください。

限り受け付けます。 なお、受験申請については、平成三十年一月三十一日(水)までの消印のあるものに

四 受験手数料等

受験手数料等の納入方法は、受験申請の手引をご覧ください。

受験手数料等

1

二、九五 円(受験手数料一二、七〇〇円及び受験申請の手引郵送料二五

2 全科目免除者に係る受験手数料等

円(受験手数料二、四〇〇円及び受験申請の手引郵送料二五

円

円

合格者の発表は、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターから

六 試験問題の公開

平成二十四年から平成二十九年 (後期) までの岐阜県保育士試験問題については、

しています。 情報公開総合窓口 (岐阜県庁二階 電話 

インターネット又は郵送にて、ご請求ください。

申請受付期間に間に合うよう、平成三十年一月二十四日 (水)

(7) 平成30年1月5日

四

変更した事項

大垣市高屋町一丁目一三 二 外

Ξ

建物の名称及び所在地

名古屋ステーション開発株式会社

大垣ステーションピルアピオ

届出者の氏名又は名称 平成二十九年十二月十八日 届出年月日

阜 県 公

第2910号

験申請の手引を請求してください

〒一七一 八五三六 東京都豊島区高田三 一九

一般社団法人全国保育土養成協議会(保育士試験事務センター

連絡先 (問合せ先)

2

般社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

電話 〇一二〇 四一九四 스

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により大規模** 

条第三項の規定により公示する。

融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。 なお、その変更届出書等は平成三十年一月五日から四月間岐阜県商工労働部商業・金

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

見書を提出することができる。 慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

平成三十年一月五日

岐阜県知事 古 田

(届出事項新設)

の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書

び可茂県事務所において縦覧に供する。

平成三十年一月五日

**(変更前)名古屋ステーション開発株式会社(代表取締役)** 蟹沢 清治

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

名古屋市中村区竹橋町一五番一二号

(変更後) 名古屋ステーション開発株式会社(代表取締役) 名古屋市中村区名駅一丁目一番三号JRゲートタワー 三十九階 広

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により意見書

び可茂県事務所において縦覧に供する。 なお、その意見書は平成三十年一月五日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及

平成三十年一月五日

岐阜県知事 古 田

可児市下恵土字広瀬五八九六 三洋堂書店下恵土店 建物の名称及び所在地

外

意見の概要 可児市長の意見

=

・騒音の対策について

・光害について

・周辺への影響について

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

なお、その意見書は平成三十年一月五日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及

岐阜県知事 古 田

第2910号 (8) 岐 阜 県 公 報 平成30年1月5日 改土 良 区 名地 区土右市美 地岸木濃 改用曽加 良水川茂 とおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により 公示する。 とおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により 公示する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の (届出事項 新設) 平成三十年一月五日 平成三十年一月五日 意見の概要 バロー下恵土店 可児市長の意見 可児市下恵土字野林三二〇八番 退任した役員 建物の名称及び所在地 騒音の対策について 周辺への影響について 光害について 土地改良区役員の退任 土地改良区役員の退任 売**平** ≕**成** 등 年退 月 日任 役名 理事 氏 井 外 浩 名 人 岐阜県知事 岐阜県知事 住 美濃加茂市蜂屋町中蜂屋四五二七番地 古 古 田 田 所 連地岸木 合改用曽 良水川 区土右 改土 良 区 名地 己」の誤り。 阜県告示第五百四十九号)七〇八頁下段前から五行目中「渡邉」克巳」は、「渡邉 平成二十九年十二月八日第二千九百四号 (校正誤り) 退任した役員 正 元**平** ≓ 成 등 年退 月 誤 日任 理事 役名 氏 藤 井 浩 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 人 名 美濃加茂市蜂屋町中蜂屋 四五二七番地 住 . 克 岐 所

平成三十年一月五日発行

発 発 行 行

所者

岐 岐

庁 県

編

集

岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一

岐阜文芸社

岐阜市薮田南二丁目一番一号